

令和7年3月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料 （追 加）

日 時：令和7年3月4日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 多目的小ホール

議題

- ⑯ 議案第 1 6 号 区域外就学の協議について
- ⑰ 議案第 1 7 号 令和 7 年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について
- ⑱ 議案第 1 8 号 令和 7 年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
- ⑲ 議案第 1 9 号 四万十町教育委員会公印規則の改正について

議案第 16 号

区域外就学申請の協議について

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和７年２月２９日付け６●●●●第３８６号により、●●●●教育委員会から協議があった区域外就学について、委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

参 考

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）【抜粋】

（区域外就学等）

第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

議案第 17 号

令和 7 年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条に基づく保育所嘱託医の委嘱並びに学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条に基づく認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和 7 年度四万十町立保育所嘱託医

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

	嘱託医（内科医）	嘱託医（歯科医）
見付保育所	大西病院 小倉 英郎	矢野歯科 矢野 宗憲
東又保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	澤田 由紀子	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

令和 7 年度四万十町立認定こども園学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

	学校医	学校歯科医
認定こども園 たのの	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
	学校薬剤師	
	たいしょう薬局 野村 泰之	

参 考

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

【抜粋】

第 5 章 保育所

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。） 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第18号

令和7年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和7年度教育委員会会計年度任用職員を別紙のとおり任用することについて、委員会の意見を求める。

令和7年3月4日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

令和7年度教育委員会会計年度任用職員

学校教育課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
一般事務補助	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
学校校務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教員業務支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	3人	
学校図書支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	2人	
I C Tサポーター	学校教育課	必要な期間	パート	3人	
教育支援センター指導員（保育士資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（教員資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員（保健師資格）	教育支援センター（教育研究所）	必要な期間	パート	必要数	
学校事務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
特別支援教育支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
発達教育支援員	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
給食配送員	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
部活動指導員	配置が必要な中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育研究所長	教育研究所（補導センター）	必要な期間	パート	1人	
補導センター所長					
スクールソーシャルワーカー（S S W）	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
J E Tプログラムコーディネーター	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
外国語指導助手（A L T）	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	

生涯学習課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
清掃員	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
一般事務補助	生涯学習課	必要な時間	パート	1人	
	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
	図書館（美術館）	必要な期間	パート	3人	移動図書館車運転手を含む。
保育補助	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
調理員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	フル	1人	
			パート	必要数	
子育て支援員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務	図書館（美術館）	必要な期間	パート	3人	
専任補導員	補導センター	必要な期間	パート	4人	
保育士	保育所	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務（司書）	図書館（美術館）	必要な期間	パート	3人	
マイクロバス運転手	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
草刈等作業員	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
	大正・十和地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
国際交流員（C I R）	生涯学習課	必要な期間	パート	2人	

議案第 19 号

四万十町教育委員会公印規則の改正について

四万十町教育委員会公印規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会公印規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

高	知	郡	小
県	立	四	学
高	十	万	校
岡	川	十	印

」 を 「

高	知	郡	小
県	立	四	学
高	十	万	校
岡	和	十	印

」 に、

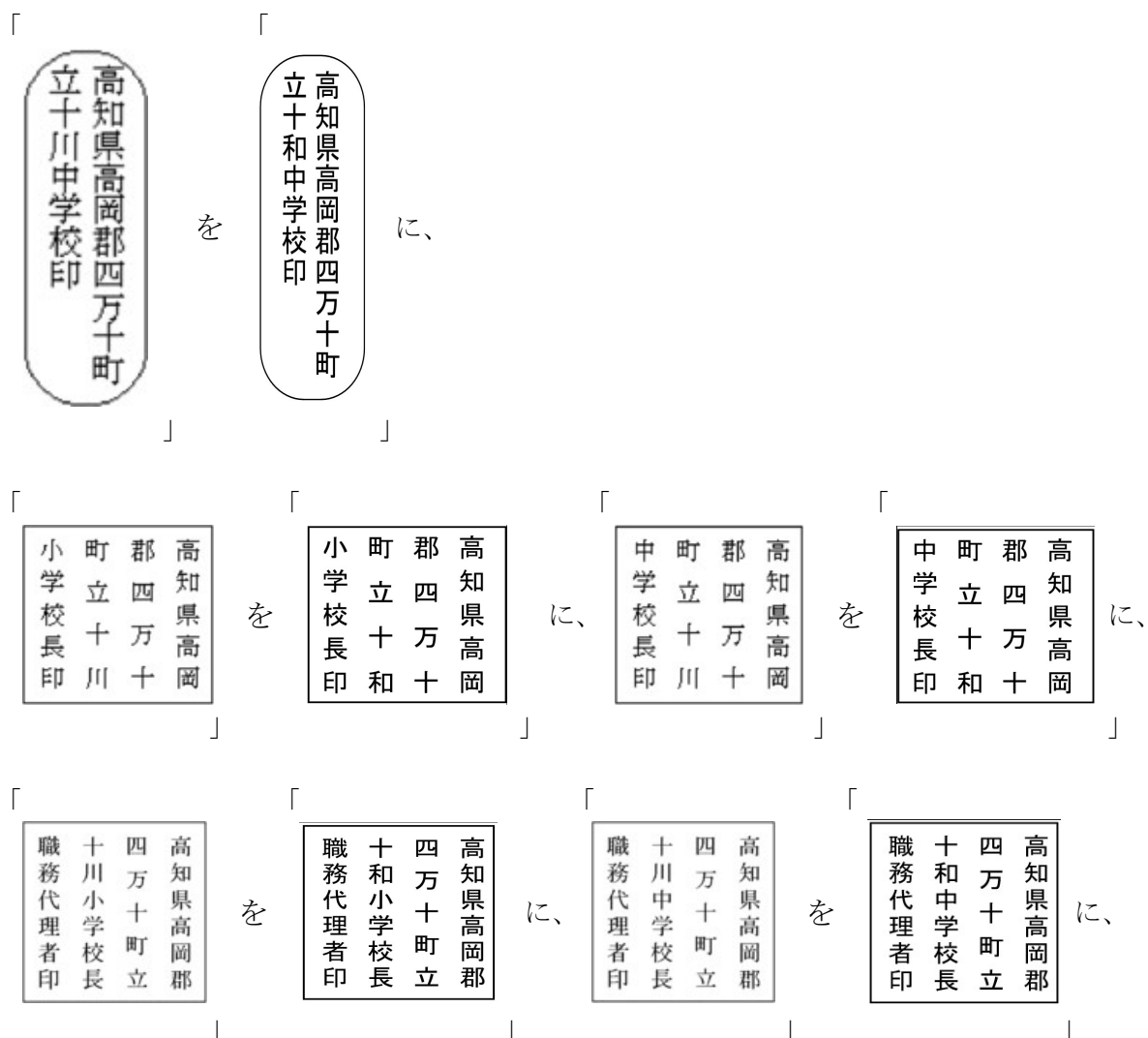
「

高	知	郡	小
県	立	四	学
高	十	万	校
岡	和	十	印

」 を 「

高	知	郡	小
県	立	四	学
高	十	万	校
岡	和	十	印

」 に、



改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

四万十町教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町教育委員会公印規則 平成18年3月20日教育委員会規則第7号 (略) (公印の種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 教育委員会印 (2) 教育長印 (3) 教育長職務代理者印 (4) 小・中学校印 (5) 小・中学校長印 (6) 小・中学校長職務代理者印 (7) 少年補導センター所長印 (8) 少年補導センター運営協議会長印 (9) 図書館長印 (10) 美術館長印 (11) 窪川B & G海洋センター所長印 (12) 窪川勤労者体育センター所長印 (13) 窪川四万十会館長印 (14) 窪川運動場管理事務所長印 (15) 窪川ふるさと未来館長印 (公印のひな形及び寸法等) 第4条 公印のひな形、寸法、素材、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) (略)	○四万十町教育委員会公印規則 平成18年3月20日教育委員会規則第7号 (略) (公印の種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 教育委員会印 (2) 教育長印 (3) 教育長職務代理者印 (4) 小・中学校印 (5) 小・中学校長印 (6) 小・中学校長職務代理者印 (7) 少年補導センター所長印 (8) 少年補導センター運営協議会長印 (9) 図書館長印 (10) 美術館長印 (11) 窪川B & G海洋センター所長印 (12) 窪川勤労者体育センター所長印 (13) 窪川四万十会館長印 (14) 窪川運動場管理事務所長印 (15) 窪川ふるさと未来館長印 (公印のひな形及び寸法等) 第4条 公印のひな形、寸法、素材、書体、管守者及び個数は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) (略)

改正後							改正前						
公印のひな形 (略)	寸法 (略)	素材 (略)	書体 (略)	管守者 (略)	個数 (略)		公印のひな形 (略)	寸法 (略)	素材 (略)	書体 (略)	管守者 (略)	個数 (略)	
高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方38ミリメートル	柘	隸書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方38ミリメートル	柘	隸書	学校長	1	
高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	
高知県高岡郡四万十町立十和学校印	縦方36ミリメートル 横方15ミリメートル	柘	てん書	学校長	1		高知県高岡郡四万十町立十和学校印	縦方36ミリメートル 横方15ミリメートル	柘	てん書	学校長	1	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後						改正前					
高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方38ミリメートル	柘	隷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川中学校印	方38ミリメートル	柘	隷書	学校長	1
高知県高岡郡四万十町立十和学校印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川中学校印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1
高知県高岡郡四万十町立十和中学校印						高知県高岡郡四万十町立十川中学校印					
高知県高岡郡四万十町立十和中学校印	縦方36ミリメートル 横方15ミリメートル	柘	てん書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川中学校印	縦方36ミリメートル 横方15ミリメートル	柘	てん書	学校長	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高知県高岡郡四万十町立十和小学校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川小学校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後						改正前					
高知県高岡郡四万十町立十和中学校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川中学校長印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高知県高岡郡四万十町立十和小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川小学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高知県高岡郡四万十町立十和中学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1	高知県高岡郡四万十町立十川中学校長職務代理人印	方18ミリメートル	柘	楷書	学校長	1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【改正の理由】

今回の改正については、令和7年4月1日の校名変更により、必要となる四万十町立十和小学校及び十和中学校の公印を規定するため、改正を行おうとするものです。